

本細則は、「大学生協アプリ(公式)利用規約」の細則として「ミールパス」について定めるものである。

(ミールパス利用組合員)

第1条 東京大学消費生活協同組合(以下「生協」という。)の組合員は、生協が指定した方法で利用の申し込み及び利用に必要な支払手続きをすることによって、生協が指定する日から、ミールパスを利用できることとし、ミールパスを利用する組合員を「ミールパス利用組合員」という。

2 ミールパス利用組合員は、生協が指定した利用期間、利用限度額及び営業日時の範囲内で、生協が指定した生協の食堂その他の店舗(以下、指定店舗等という。)において提供される生協が指定した食事などのサービス・商品(以下、食事等という。)を利用することができる。

ミールパス利用組合員は自身が所有するスマートフォンに大学生協アプリ(公式)をインストールすることにより、ミールパスを利用することができる。

3 ミールパスを利用できる指定店舗等については、別途これを定め、利用申し込み案内等で組合員に明示する。

(ミールパスの利用形態・利用ルール)

第2条 ミールパス利用組合員は、ミールパスの利用期間に対応して生協が指定した金額(以下、「ミールパス代金」という。)を、現金又は大学生協が指定する支払い方法で払い込むことにより、生協が指定する日から、ミールパスを利用できるものとする。

2 生協は、ミールパス利用組合員に対してミールパスの設定形態、限度額などの運用ルールに関して、別途「告知事項」及び「同意事項」を通知するものとする。

3 ミールパスの利用は、当該ミールパスを保有するミールパス利用組合員本人による利用の場合に限定し、ミールパスを他人に貸与又は供与することはできない。

(ミールパスの利用期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

第3条 生協は、ミールパスの利用期間、1日あたり利用限度額及びミールパスで利用できる食事等の商品の範囲を定め、これを組合員に通知するものとする。

2 ミールパスの利用に係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

3 ミールパス利用組合員が1日につきその保有に係るミールパスの1日当たり限度額を超える額の食事等を購入しようとするときは、当該食事等の額からミールパスの1日当たり限度額を減じて算出した残額は、自動的にその者の保有に係る「学食マネー」(これが不足している場合は、その残額について「ベースマネー」)によって決済されるものとする。

(ミールパスが利用できない場合)

第4条 ミールパスの利用を申し込もうとする組合員は、次の場合にはミールパスが利用できることをあらかじめ承諾するものとする。

- ① 生協から脱退し、生協の組合員でなくなった場合
- ② 生協がミールパスで利用できるものとして指定した食事等以外の商品を購入する場合
- ③ ミールパス利用組合員がスマートフォンの紛失、汚損・盗難等により、アプリの利用・決済を一時停止している場合
- ④ 指定店舗等の端末機が停電、故障等の事情により利用できない場合
- ⑤ 第6条の規定によって利用を停止されている場合
- ⑥ 不可抗力(天災、暴動、流行病、政府若しくは自治体の命令又は大学からの指示若しくは要請等)のやむを得ない事情により計画外に食堂店舗を閉店した場合
- ⑦ その他組合員の事情により、スマートフォンが使用できない場合

(届出事項の変更)

第5条 ミールパス利用組合員は申し込み時の登録情報に変更が生じた場合、生協に対し届出を遅滞なく行うものとする。

2 前項の届出を怠った場合に生じる一切の損害はミールパス利用組合員が負担するものとする。

(ミールパスの利用停止)

第6条 ミールパス利用組合員は、次のいずれかに該当した場合、生協が当該組合員のミールパスの利用を停止し、その機能を喪失させることを承諾するものとする。

- ① ミールパス利用組合員が、組合員資格を失った場合
- ② 申し込み時や届出変更時に、虚偽の申告を行った場合
- ③ 本細則及び「大学生協アプリ(公式)利用規約」に違反した場合
- ④ ミールパス利用組合員が自身のミールパスを第三者に貸与または供与した場合
- ⑤ ミールパス利用組合員が自身のミールパスを使って第三者に供与する食事等を購入した場合
- ⑥ 生協が設ける期限までに、ミールパス購入代金を支払わなかった場合

2 前項の場合、利用停止日数に一日あたり限度額を乗じて算出された金額は原則として返金しない。

4 第1項⑥の場合、ミールパス代金(第9条に定める充当がある場合にはその差額)を支払ったときに利用停止を解除する。

(ミールパス利用時の返金)

第7条 ミールパス利用組合員は、ミールパスを利用して購入した食事等の返金は、レジ操作ミスその他の生協の過失による場合のほかは、これが受けられることを承諾する。

2 第6条の場合において、利用可能額を生協に返還請求することはできないものとする。

(ミールパス期間中の解約および返金)

第8条 ミールパス利用組合員が、ミールパス利用期間中において解約する場合は、以下の定めによるものとする。

- ① 中途退学、休学、留学、離職、傷病等による長期入院等の理由によって、ミールパスの利用期間中に1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学又は勤務ができなくなった場合、又は特に生協が認めた場合

においては、生協は、当該組合員からの事前もしくはその事由が発生し、若しくは特に生協が認めた時から1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールパス代金からミールパス利用累計額を減じた額(以下、「ミールパス残高」という。)を返金するものとする。

- ② ①による場合も、ミールパス利用累計額がミールパス代金を超過した場合、返金はしないこととする。
- ③ ①の理由による返金以外の中途解約の場合は、ミールパス残高から、ミールパス代金を当初利用可能であった月の数で除して算出された1月あたりの代金に相当する額を違約金として差し引いた金額を返金するものとする。ただし、ミールパス残高が違約金の額に満たない場合、違約金及び返金はないものとする。
- ④ 第8条①による返金は返金を受けるミールパス利用組合員に扶養者があるときは、事前にその了解をとることを条件とする。2 返金は原則として大学生協電子マネーで行い、その際に発生する手数料がある場合は組合員が負担する。

(継続申し込み)

第9条 ミールパス利用組合員が、その保有にかかるミールパスの利用期間が終了した後に、継続して新たなミールパスの利用の申し込みをするときは、前条の規定にかかわらず、ミールパス残高を新たなミールパスの購入にかかるミールパス代金に充当するものとする。その際に発生する手数料がある場合は組合員が負担する。

(ミールパス利用期間終了後の未利用代金返金)

第10条 ミールパスの利用期間が終了したときは、生協は、ミールパス残高をミールパス利用組合員に返金するものとする。なお、ミールパス残高が 0 円(次項の手数料が発生するときは、当該手数料の額)以下であるときは、返金を行わないものとする。

2 返金は原則として大学生協電子マネーで行うものとし、その際に手数料が発生する場合はミールパス利用組合員がこれを負担するものとする。

(利用履歴の提供)

第11条 生協は、ミールパスの利用履歴(以下、利用履歴という)の一部をミールパス利用組合員に提供する。

2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指す。

3 利用商品とは指定店舗等においてPOSレジで精算された商品であり、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指す。ただし、POSレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることをミールパス利用組合員は予め承諾するものとする。

4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体(スマートフォン大学生協アプリ(公式))によって提供される。

5 ミールパス利用組合員は、利用履歴を扶養者及び保護者に提供することを承諾したこととする。

6 生協は提供した利用履歴の不備などにより、不利益が生じた場合であってもその損害を補償しない。

(利用履歴提供の終了・中止)

第12条 生協は、ミールパス利用組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了又は一時停止することがあり、ミールパス利用組合員は予めこれを承諾したものとする。

2 利用履歴の提供の終了又は中止により損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を中断する場合がある。

- ① コンピュータシステムの保守点検
- ② システムの切り替えによる設備更新
- ③ 天災、災害による装置の故障
- ④ その他予期しない障害の発生

(改廃)

第 13 条 本細則の改廃は生協理事会が行い、組合員に通知する。

(施行)

第 14 条 本細則は2025年 2 月1日から施行する。

制定・改定年月日

2025 年 1 月 23 日 制定